

監査結果に係る措置通知書

市 民 局	(20年度)															
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置															
<p><第1テーマ> 出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>I 個別指摘事項 8 出資団体に対する指導監督 (1)基本財産の運用管理 (財)仙台市市民文化事業団は市に対して金銭の貸付を行っており、当該金銭消費貸借契約の内容は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付日</th> <th style="text-align: center;">貸付金額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">利率</th> <th style="text-align: center;">貸付条件</th> <th style="text-align: center;">使途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 9年3 月21 日</td> <td style="text-align: center;">633,000</td> <td style="text-align: center;">2.76%</td> <td style="text-align: center;">10年 分割 返済</td> <td style="text-align: center;">仙台市 におけ る公共 用地先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 9年9 月30 日</td> <td style="text-align: center;">43,000</td> <td style="text-align: center;">2.49%</td> <td style="text-align: center;">10年 分割 返済</td> <td style="text-align: center;">行取得 事業に 充当す るため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 期日返済により、平成19年度末現在の貸付金残高はない。</p> <p>当団体の寄附行為では、基本財産について、「基本財産のうち、現金は、信用ある金融機関又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は、国債、公債その他換価が容易かつ確実な有価証券に換えて保管しなければならない。」(寄附行為第8条第2項)と規定している。</p> <p>【監査の結果】 当団体の基本財産を貸付する行為が、寄附行為第8条第2項の規定に反している。</p>	貸付日	貸付金額 (千円)	利率	貸付条件	使途	平成 9年3 月21 日	633,000	2.76%	10年 分割 返済	仙台市 におけ る公共 用地先	平成 9年9 月30 日	43,000	2.49%	10年 分割 返済	行取得 事業に 充当す るため	<p>指摘のあった金銭消費貸借契約は、平成8年度と平成9年度に締結したもので、いずれも平成19年中に償還が完了しており、現在(財)仙台市市民文化事業団から仙台市への貸付金はない。</p> <p>なお、今後の基本財産の運用については、寄附行為及び資産運用規程に定める手続きに従って、適正な資産運用管理の徹底を図っていく。</p>
貸付日	貸付金額 (千円)	利率	貸付条件	使途												
平成 9年3 月21 日	633,000	2.76%	10年 分割 返済	仙台市 におけ る公共 用地先												
平成 9年9 月30 日	43,000	2.49%	10年 分割 返済	行取得 事業に 充当す るため												